

## 利益相反（COI）の開示について

東京大学保健・健康推進本部第56回全国大学保健管理研究集会ワーキンググループ

公益社団法人全国大学保健管理協会利益相反関係の管理に関する規則に基づいて、ご講演、ポスター発表をなさるみなさまには利益相反（COI）の開示をお願い致します。規則の原文は全国大学保健管理協会のホームページでご確認下さい。

規則では、研究集会で講演、ポスター発表、報告書作成を行うにあたって、発表者が以下に該当する場合にはその事実を情報の受け手に開示することが求められています。開示について協会所定の書式はありませんが、ご参考まで日本内科学会のひな形を参考に見本を作成しました。講演でプロジェクターを使う演者はタイトルの次のページ1ページを使って日本語で読みやすい文字サイズでCOI開示を行って下さい。

ポスター発表の発表者はA5版かそれより大きいサイズに、日本語でフォントサイズ14ポイント程度の読みやすい形でCOI開示の文書を作成し、ポスターの中、若しくはパネルの余白にポスターからはがれないようにのり付けするなどして掲示して下さい。

なお、ここでいう発表者とは、当該発表内容の準備に関わる筆頭演者、指導監督を行った共同演者やその関係者が含まれます。利益相反を開示する意義を踏まえて積極的なご対応をお願い致します。

### <COI開示が必要な場合>

- (1) 大学等における保健管理に関する業務および教育・研究活動に関して利害関係のある事業者等（以下、「関係事業者等」という。）の役員等へ就任し、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額100万円以上を得ている場合。
- (2) 関係事業者等の株式もしくは経営参画権を保有し、一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において利益として年額100万円以上を得、もしくは所有として当該全株式の5%相当以上を保有している場合。
- (3) 関係事業者等が支払う給与、報酬、もしくは料金の受領が一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額50万円以上の場合。
- (4) 関係事業者等が供与する労務の受領が一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額50万円相当以上の場合。
- (5) 関係事業者等が寄付する金銭もしくは物品の受領が一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額50万円以上の場合。
- (6) 関係事業者等が対象者の所属する機関に寄付する金銭、物品、もしくは機関内組織の優先的利用権の確保が一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額100万円相当以上の場合。
- (7) 関係事業者等からのその他の便宜供与の受領が一事業者あたり直近の3カ年のいずれかの年において年額50万円相当以上の場合。

(スライド見本) 口頭発表時、申告すべきCOI状態がない時

## COI 開示

講演・発表内容に関連し、発表者に開示すべき  
COI 関係にある企業などはありません。

(スライド見本) 口頭発表時、申告すべきCOI状態がある時

## COI 開示

発表者名: 東京一郎、神奈川三郎、茨城四郎

演題発表内容に関連し、発表者が開示すべきCOI 関係にある企業などとして、

- ① 役員等への就任: 縄文薬品
- ② 株式若しくは経営参画兼の保有: 旧石器製薬
- ③ 給与、報酬、若しくは料金の受領: 新石器薬品、鎌倉製薬
- ④ 労務の受領: (該当しない場合には項目ごと削除)
- ⑤ 寄附としての金銭若しくは物品の受領: 室町製薬
- ⑥ 所属機関に対する寄附としての金銭、物品もしくはは機関内組織の優先的利用権の確保:  
(該当しない場合には項目ごと削除)
- ⑦ その他の便宜供与の受領: (該当しない場合には項目ごと削除)

↑ 開示すべき内容が過去3年間にある項目のみ記載。  
赤字は見本です。実際には赤字にする必要はありません。